

## 子ども手当の取り組み状況について

子どもの健やかな育ちを支援するために、平成 22 年 4 月から「子ども手当」がはじまりました。

### 1 子ども手当制度（平成 22 年度）の概要

		子ども手当		児童手当	
支給対象となる子ども		中学校修了まで <sup>(※1)</sup>		小学校修了前まで	
支給対象者		支給対象となる児童の養育者		支給対象となる児童の養育者	
支給金額		対象となる子ども1人につき月額13,000円		1子・2子 月額5,000円 3子以降・3歳未満 月額10,000円	
所得制限		なし		あり	
支給月	平成22年6月 <sup>(※2)</sup>	4月、5月分		年3回 6月、10月、2月に 前4か月分を支給	
	平成22年10月	6月～9月分			
	平成23年2月	10月～1月分			

※1 「中学校修了まで」とは、「15歳に達する日以後の最初の3月31日」のことをいいます。

※2 平成 22 年 6 月の支給は、平成 22 年 2・3 月分の児童手当と 4・5 月分の子ども手当の合計額が支給されます。

### 2 本市の取り組み状況

(1) 4月1日現在の支給対象者に、制度案内や申請書等を同封したダイレクトメールを送付しました。

送付日：4月13日、15日

発送数：334,340通

児童手当の状況(3月末時点)		申請の要否	チラシの色	件数
受給している	子どもが全員小学生以下	申請は <b>不要</b> (子ども手当に切り替わる)	緑色	185,771件
	中学生のきょうだいがいる	申請が <b>必要</b> です。	黄色	16,784件
受給していない		申請が <b>必要</b> です。	ピンク	131,785件

(2) 申請方法：返信用封筒で郵送(受付センター宛)

(3) 5月25日までに申請された場合は、6月に手当を支給します。

(4) 受理状況及び処理状況

受理状況：97,765通を受理（5月13日現在）

処理状況：62,436件を入力（5月13日現在）

(5) 公務員の方については、所属庁から支給されるため、勤務先で申請していただきます。

(6) 経過措置

4月1日現在支給要件に該当する方が、9月末までに申請すれば、4月分に遡って支給されます。

(7) 4月1日以降に子どもが生まれたり転入した場合は、申請した月の翌月分の手当から支給されます。

(8) 広報について

- ・ 子ども手当制度創設に伴い、専用ダイヤルを開設しています。
- ・ 広報よこはま（4月号）、本市ホームページ（4月1日～）で広報しています。

(9) 海外に子どもがいる場合の子ども手当の支給について

- ・ 支給要件の確認方法が厳格化されました。

<確認事項及び確認方法>

- ・ 少なくとも年に2回以上の面会が行われていること（パスポート等で確認）
- ・ 概ね4ヶ月に一度以上、継続的な送金が行われていること（銀行の送金通知等で確認）
- ・ 来日前は、親と子どもが同居していたこと（居住証明等で確認）

（厚生労働省：「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律における外国人の取扱いについて」のポイント）

### 3 今後の取り組み

(1) 子どもの育ちを支援するための簡便な寄附制度を設けます。

- ・ 受給資格者が寄附を申し出たときは、市町村は、受給資格者に代わって手当を受けることができます。
- ・ 市町村は、受け取った寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければなりません。

(2) 手当の支給対象とならない施設入所児童のため、相当額を支給します（特別支援事業）

- ・ 児童福祉施設などに入所している子どもで、親のいない子などについては、子ども手当の受給資格者が存在しないため、手当は支給されません。
- ・ このため、「安心こども基金」を活用して、施設等に対して子ども手当相当額を支給します。

※ 子ども手当の受給資格者は、子どもを「養育」する父母等

※ 「養育」の事実としては、定期的な面会の事実などが必要